

岩手県企業局管理規程第5号

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

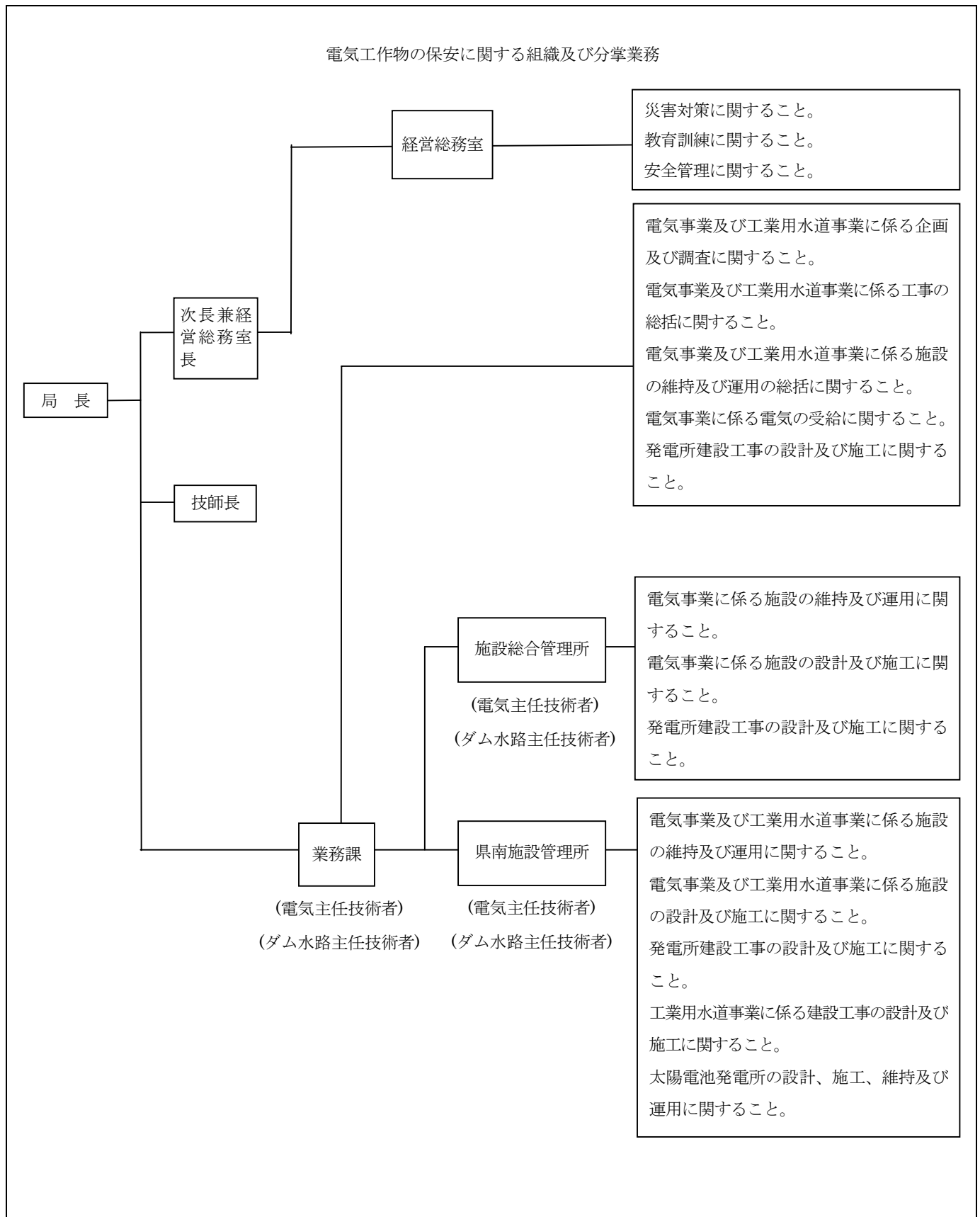
企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

企業局電気工作物保安規程（昭和61年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(主任技術者の選任)			(主任技術者の選任)		
第5条 [略]			第5条 [略]		
2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。			2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。		
区分	監督範囲	選任の対象	区分	監督範囲	選任の対象
電気主任技術者	[略]	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者	電気主任技術者	[略]	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、特命課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者
	[略]			[略]	
ダム水路主任技術者	[略]	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者	ダム水路主任技術者	[略]	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、特命課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			備考 改正部分は、下線の部分である。		

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)



附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。